

OSSMA Plusが費用負担する主な項目（一事故あたり①～⑪通算で1億円まで）

- ①治療費用
- ②医療通訳費用
- ③入院諸雑費
- ④当初の旅程を離脱した場合に負担した費用
- ⑤救援者の渡航費用（5名）、宿泊費用（14日分まで）
- ⑥救援者の渡航手続き費用、救援者又は会員が現地で支出した交通費、入院に要した必要身の回り品購入費、通信費名（20万円限度）
- ⑦持病・既往症の応急治療費用
- ⑧歯科応急治療費用（受診回数で2回まで）
- ⑨搜索費用（海、山、川での初動搜索は、200万円限度）
- ⑩緊急医療搬送費用
- ⑪死亡時の遺体処理費用、搬送費用（200万円限度、総限度額400万円）

OSSMA Plusが費用負担しない主な項目（ただし、応急処置が可能な場合、US\$5,000を限度に一時立替えします）

- ・会員の故意・重過失による場合
- ・持病・既往症、歯科の本格治療
- ・歯科治療時に行う、クリーニング、フッソコーティング等治療ではない費用
- ・会員の犯罪行為、闘争行為、自殺行為の場合
- ・戦争、内乱、その他これらに類似する事変。（除くテロ行為）
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発物その他の有毒な特性またはこれらの特性による事故
- ・本人、ご家族の都合による医療搬送
- ・無免許での自動車運転および薬物・飲酒の影響により自動車運転中に生じた場合
- ・頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えるが、これを裏付ける医学的他覚所見がない場合、別途定める運動中の事故（山岳登山中の高山病を含む）